

特定取得に係る「株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する届出書」の記入の手引
--

1. 届出が必要な取引又は行為

外国投資家が本邦にある非上場会社の株式又は持分を他の外国投資家からの譲り受けにより取得（注1）する場合であって、本邦にある会社（発行会社）又はその子会社若しくは議決権半数子会社（注2）が行う事業に、特定取得に係る事前届出業種（*）に属する事業が含まれている場合。

- * 特定取得に係る事前届出業種とは、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第2項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表に掲載されている業種に該当する業種をいいます。特定取得に係る事前届出業種は、定款上に記載されている事業目的に限定されず、投資先企業が実際に行っている具体的な事業が含まれますのでご注意ください。

ただし、次のいずれかに該当するものは届出不要です。

- a 相続又は遺贈による株式又は持分の取得。
- b 特定の外国投資家による実質株式（注3）ベースの出資比率及び実質保有等議決権（注4）ベースの議決権比率のいずれもが密接関係者（対内直接投資等に関する政令第2条第19項に定めるものをいいます。）と合わせて10%未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る。以下「特定上場会社等」といいます。）による株式又は持分の取得。
なお、特定の外国投資家自身が、特定上場会社等である場合には、そのものからの実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率が10%以上であっても手続免除の対象となります。このように、特定上場会社等以外の特定の外国投資家又はその子会社からの実質株式ベースの出資比率及び実質保有等議決権ベースの議決権比率が密接関係者と合わせて10%未満の居住者外国投資家のことを「特別上場会社等」といいます。
- c 特別非上場会社（特定上場会社等を除く、いずれの外国投資家又はその子会社からも出資を受けない居住者外国投資家（非上場会社に限る。）のことをいいます。）による株式又は持分の取得。
- d 株式の引受け（注5）。ただし、取得する株式の議決権の行使を行わないものに限る。なお、引受けの翌日に当該株式を密接関係者と合わせて実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率で10%以上所有することとなった場合には、「株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得等に関する報告書」（別紙様式第11）の提出が必要です。
- e 組合等が行う特定取得に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員による株式又は持分の取得。

（注1） 特定取得に係る事前届出業種<上記* >に属する事業を行っていない非上場会社の株式又は持分を他の外国投資家から取得する場合、届出の対象ではありません（このうち居住者と非居住者の間の取引は資本取引に該当し、別途報告が必要となる場合があります。）。

(注2) 本邦にある会社(発行会社)の子会社とは、会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、本邦にある会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務及び事業の方針の決定を支配(詳細は会社法施行規則を参照)している特定目的会社以外の会社等(外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。)をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人及び法人格を有しない組合等も含まれます。

また、本邦にある会社(発行会社)の議決権半数子会社とは、本邦にある会社(その子会社を含む。)が総議決権の50%を保有する他の会社(外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。)であって、当該会社(発行会社)の子会社に該当しないものをいいます。

(注3) 実質株式とは、議決権等行使等権限(株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限をいいます。)が株式を所有するもの以外のもに委任され、かつ、当該委任により当該株式を所有するものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合の株式以外の株式をいいます。

(注4) 実質保有等議決権とは、議決権行使等権限(株主としての議決権を行使できる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限をいいます。)が保有等議決権(直接保有するものだけでなく、一任運用、議決権代理行使受任及び議決権行使等権限に係る議決権を含む)を保有するもの以外のもに委任され、かつ、当該委任により当該保有等議決権を保有するものが当該保有等議決権を行使できない場合の保有等議決権以外の保有等議決権をいいます。

(注5) 金融商品取引法第2条第8項第6号に掲げるもの。ただし、同条第6項第3号に係るものを除く。

2. 届出の時期

取得の日前6か月以内に届出をして下さい。非居住者外国投資家が届け出る場合は、必ず居住者である代理人が提出して下さい。

3. 提出書類及び提出部数

「株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する届出書」(別紙様式第一)・・・3通

4. 名宛大臣

届出書の名宛先には元から「財務大臣及び事業所管大臣」と記入されています。加えて、届出書の記入要領の指示に従い、上記1.の事前届出業種に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記してください。

5. 届出書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50番窓口

(郵送の場合の名宛先: 〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号 日本銀行

国際局国際収支課外為法手続グループ)

(2) 本届出書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

(日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本届出書を送信する場合の留意点)

- ◎オンラインシステムは6:00~22:00まで利用可能ですが、**当日日付で受理することが可能な受付締切時刻は15:30**です。ただし、15:30までに受付けた届出書のうち、不備があるものや届出者に追加的な確認の必要があるもの等は、受理年月日が受付日の翌営業日以降となることもあります。ご留意下さい。
- ◎添付する届出書は、日本銀行HPに掲載の**エクセル形式の書式**をご利用ください。
- ◎届出者又は代理人欄にある住所は、今後の手続きに必要な郵便物をお届けしますので、**郵便番号から正確に**記載してください。また、電話番号は**日中繋がる電話番号を記載**してください。
- ◎「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「**送信日**」を入力して下さい。
- ◎受理された届出書は「受理番号」を付し、「届出受理証」として交付（郵送）いたしますので、大切に保管してください。
郵送物には、今後の手続き等を説明する書類「今後のお取扱いについて」を同封いたしますので、必ずお読みください。